



新規登録施設 支援 補助金

【対象施設】

やまなしグリーン・ゾーン新規^{※1}登録施設で
特定建築物^{※2}に該当せず、飲食スペース^{※3}を
有する施設

※1 令和5年5月7日時点でやまなしグリーン・ゾーン認証施設ではないこと

※2 ビル管理法（昭和45年法律第20号）第2条に規定する特定建築物

※3 その場所で同時に不特定多数の者が飲食することを主たる目的とした設備

令和5年5月8日(月)以降に購入した機器等が対象です。

（申請・実績報告期限は令和6年1月末日）

営業許可証等により飲食を提供する施設であることが確認
できる必要があります。

【補助額】

上限 5万円

1施設あたり、対象経費の1/2

【補助対象事業・対象経費】

新規登録施設が行う感染症対策の取組み

エアロゾル感染対策



HEPAフィルタ搭載（同等以上の機能を有するものを含む）の
空気清浄機・空気清浄機能を有するエアコン

※空気清浄時の風量が毎分5㎡メートル以上のものに限りです。

上記機器の購入費用のほか、配送費や取付費が対象です。

振込手数料や消費税及び地方消費税は対象外です。

詳細はやまなしグリーン・ゾーン新規登録施設支援事業費補助金
交付要綱及び申請要領をご確認ください。

補助金申請から実績報告完了までの一連の手続きを
伴走支援します！1台でも空気清浄機等のご購入を
お考えの方は、ぜひ一度055-223-1318
にご連絡ください！

【お問い合わせ・提出先】

グリーン・ゾーン推進グループのホームページから申請書を
ダウンロードし、添付書類とともに郵送（書留郵便推奨）で
ご提出ください。

山梨県感染症対策センター グリーン・ゾーン推進グループ

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号

TEL:055-223-1318

HP : <https://www.pref.yamanashi.jp/green-zone/index.html>



5類移行後も安全・安心な山梨県であり続けるため、ぜひ補助金をご活用ください。

もうすぐ
締切です！

自主的な感染症対策を 支援します。

飲食を提供されているやまなしグリーン・ゾーン新規登録施設のみなさまへ

※この情報は令和5年12月11日時点のものです。

補助金・支援金を装った詐欺にご注意ください

補助金交付にあたってATM操作、手数料振込、暗証番号聞き取り等を求めることはありません。自宅や職場に不審な電話・メール等があった場合は、最寄りの警察署にご連絡ください。